

第 19 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成29年3月29日(水)

熊谷市農業委員会

第19回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年3月29日(水) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年3月29日(水) 午前11時42分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 17名
- (2) 欠席数 2名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	欠	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	欠	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について
- 議案第 6 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第19回農地部会を開会いたします。

(木村部会長) 本日の欠席委員は、4番福島敬一委員、8番大澤芳明委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、1番福田和行委員、2番村田定吉委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第19回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について

議案第6号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)

以上、6件ですので、よろしく御審議願います。

事務局 事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方3人に出席をお願いしております。2人の方は、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件、もう1人の方は議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)についての案件になります。この2件を先に御審議いただきたいと思っております。

議 長 ただいま、事務局から提案がありました。そのようにしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 最初に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は議案番号1089から1169、議案番号3031から3044の95件であります。議案番号3031から3044については農地中間管理事業に関するものであり、通常の利用権設定と分けるために議案番号を3000番台としております。

また議案番号1089から1092、1130から1132については、新規就農に関する案件で御本人に来ていただいておりますので全体の説明のあとに、まず審議いただき、その後ほかの議案の審議をいただきたいと思っておりますので御了承願います。

まず全体の説明となりますが、総筆数は206筆、総面積は225,512㎡で、田は156筆173,188㎡、畑は50筆、52,324㎡、賃貸借は129筆、159,987㎡、使用貸借は77筆、65,525㎡、設定の期間は、3年未満が22筆、33,181㎡、3年以上6年未満が105筆、103,515㎡、6年以上が79筆、88,816㎡、設定の区分は、新規の計画が65件、138筆、151,782㎡、再設定の計画が30件、68筆、73,730㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人を除いた認定農業者の借り受けは、23件で61,217㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けは、13件で30,369㎡となっております。議案番号1169についてですが、新規の法人による利用権設定となっておりますので、個別に説明させていただきます。

借受人である株式会社○○○○○○ですが、法人の代表者は熊谷市○○○の認定農業者である○○○○氏の○○○○氏となっており、労働力として本人及び○○氏、○○がおります。本件は1筆970㎡の借受となりますが、今後個人の経営農地についても、順次法人へ移していくとのことです。全体の説明に戻りまして、認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、35件で全体の約37%となります。

続きまして、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受

けは、14件で34,411㎡です。こちらは農地所有者から農地中間管理機構への利用権設定をする案件であり、埼玉県農林公社から耕作者への貸し付けは、このあと農用地利用配分計画(案)という形で御審議いただくこととなります。新規就農を除いた上記以外の担い手の借り受けは、38件で74,022㎡となっております。以上95件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

続きまして、新規就農の案件について説明します。

資料12ページの営農計画書をご覧ください。申請人の〇〇さんですが、昨年4月から農業大学の短期コースで勉強され、今月卒業し就農されます。経営の特色として、パクチー、空心菜、カリフラワー、カボチャ等露地野菜を中心に低農薬栽培で生産し、加工も含めた経営をしたい。技術内容の農業経験年数については3年ということで、中国の親元で2年、埼玉県農業大学校で1年間就学されております。経営規模、経営形態はご覧のとおりとなります。基本装備はトラクター1台、耕耘機1台、防除機2台で、農業用物置、農業用作業所および農機具置場は、既存の住宅内のものを利用します。経営試算はご覧のとおりです。農地取得後における作付け計画書については、ご本人からの説明となります。

次に申請人の〇〇さんですが、農機具販売・修理業も営んでおり、これまでも農作業受託で作業を請け負っておりましたが、今回正式に貸借権を設定されることとなり、今回申出書が提出されました。資料の15ページの営農計画書をご覧ください。経営の特色として、作物構成は、米・麦・ネギです。経営方針の概要としては、おいしい米を作り徐々に経営規模を拡大したいとのことです。技術内容の農業経験年数については15年で、農機具メーカー等の講習も受け、独学により農業に従事しているとのことです。経営規模の労働力ですが、世帯員3名のほかに4名の方が、農作業に従事されます。経営形態はご覧のとおりとなります。基本装備はトラクター3台、耕耘機3台、田植機2台、トラック5台、防除機2台です。経営試算はご覧のとおりです。

農地取得後における作付け計画書については、ご本人からの説明となります。

議 長 議案番号1089から1092については、申請人にお出でいただいております。お手元の資料12ページもあわせて御覧ください。

それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○○○氏 入室]

議 長 本日は、お忙しいところ、大変御苦勞様です。
新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人 現在、農地を借りて、今は土作りをしています。野菜はパクチー、空心菜、カボチャ、カリフラワー、あとは他の中国野菜を作付けする計画です。今は規模は小さいが3年後は3町歩、5年後は30町歩を目指していきたいと思っています。

議 長 どうも御苦勞様でした。ここに資料がありますので、これに基づいて委員の皆さんには質疑等をお願いします。
質疑、意見等ございませんか。

茂木委員 日本の野菜なら、ある程度、検討は付くのですが、パクチー、空心菜は、中国人の友人とかに宅配するのですか。どのように販売する計画ですか。

申請人 市場で販売するものやインターネットでの販売、また、中国系の友人に販売するつもりです。

茂木委員 今はインターネットでの情報網も大変進んでいると思いますが、この所得で生活はやっていけるとおもいますか。

申請人 熊谷に家は買ってありローンもないので。あとは電気代やガス代とかで、そんなに掛からないと思います。生活は自分で作る野菜とかを食料として、そんなにかからないと思います。

茂木委員 日本の生活のシステムを早く覚えて、頑張ってもらえればと思います。

大野委員 参考までに中国は生まれはどこですか。

申請人 生まれは福建省です。

(〇〇氏)

大野委員 わかりました。

山本委員 資料の基本装備で、トラクター1台、耕耘機1台、防除機2台とあるが、これは自分のものですか。借りているものか。

申請人 去年、在学中に買いました。

(〇〇氏)

山本委員 自分のものですね、わかりました。

鈴木委員 今、37歳で農業経験は3年ということですが、それまでどういう仕事をしていたのですか。

申請人 日本に来て、日本語学校2年、調理師専門学校2年、建築専門学校3年、卒業して〇〇〇〇で現場監督を4年していて、自分には目標があって、辞めて中国に帰ろうとしたのですが、嫁がもう少し日本に滞在しようということで、その後、自分は内装のリフォームの仕事をして、内装は全てガス、水道、電気、タイル工事をやりました。資格は電気工事士、ガススペシャリスト、水道、ガス、内装も全てできます。

鈴木委員 そのような技術を持っていて、農家、新規就農をしたいのはどういう理由ですか。

申請人 今は高齢化社会になってきて、耕作放棄地が増えてきて、今は一番チャンスだと思っています。小さい頃から農業で食べてきたので、農家だけで食べて行けるとと思っています。昔は中国は牛を使って耕作していましたが、今は機械でできるので、機械で大規模化してやっていきたいと思っています。

鈴木委員 日本で根を張ってやりたいという気持ちですか。

申請人 はい、日本でやっていきたいと思っています。

(〇〇氏)

福田委員 3つほどお聞きしたいのですが、先ほど3年後、5年後の面積の話がありましたが、米麦など野菜以外の計画はあるのですか。

申請人 稲を作るのは最初の投資が2千万円かかるので、2年から3年後に、稼げるように頑張って、3年後には稲とか麦とか、やりたいと考えています。
(〇〇氏)

福田委員 新規就農にあたり、行政関係の支援は何か受けているのですか。

申請人 青年就農給付金を受けています。妻沼行政センターで手続きをして受けています。
(〇〇氏)

福田委員 28年度ですと、具体的には研修支援とか機械購入支援とかはどうですか。

申請人 150万円もらえる新規就農の青年就農給付金だけを受けています。これからはトラクターを購入したいので、他のものも受けたいと思います。
(〇〇氏)

福田委員 新規就農の支援金については、農業大学校を出ていますので、その辺はご存じということですか。

申請人 農業大学校で説明もあり、いろいろな支援があるのを知っています。
(〇〇氏)

福田委員 もう1点、農業者年金というのは、ご存じですか。あるいは加入していますか。

申請人 これから今年、農業者年金に加入したいと思っています。
(〇〇氏)

議長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議長 他に、質疑、意見等も無いようです。
本日は、大変御苦勞様でした。
申請人は退室してください。

[申請人 〇〇〇〇氏 退室]

議 長 それでは、議案番号1089から1092について、質疑、意見等を求めます。
 質疑、意見等ございませんか。

 (「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1089から1092について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

 (挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。
 次に議案番号1130から1132についても、申請人にお出でいただいております。お手元の資料15ページもあわせて御覧ください。
 それでは申請人の入室を認めます。

 [申請人 ○○○○氏 入室]

議 長 本日は、お忙しいところ、大変御苦勞様です。
 新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人 作物構成としては、米、麦、ネギで経営方針としては、おいしい米を作り徐々に経営規模を拡大していきたいと考えています。(○○氏)
 農業経験年数は15年で、農業研修等は農機具メーカー等の講習を受け、独学により農業に従事してきました。今までは農地を借りて地主のお手伝いという形でやってきましたが、経営規模を拡大したい、収益を上げたいということになると、自分たちで主体的にならないとできないところがありまして、自分たちで農業をやっていききたいと考えて、新規就農をしました。

議 長 どうも御苦勞様でした。
 それでは、質疑、意見等をお願いします。

茂木委員 この計画書を見ると2町歩から米麦を耕作するというので、順調にやっていければと思っています。まして今、米麦の土地利用型の新規就農は、資金が多く掛かるのでなかなかいないのが現状です。自分の計画を地道にこつこつやっていけば何とかかなと思います。ご両親が健在ですので、いろいろ意見を聞きながら上手に経営を伸ばして行ってもらいたいと思います。ただ、この計画書を見る限りでは、いろいろ問題もあるのですが、今は頑張ってもらいたいと思います。機械もトラクター3台、田植機2台、トラック5台とあるようなので、とても有利なので上手く回していけるかなと思います。是非、頑張ってもらいたいと思います。

山本委員 資料の農業研修等で農機具メーカー等の講習を受けて独学により農業に従事とありますが、機械の修理は自分でできるのですか。

申請人 私自身は農機具販売店をやっていますので、自分でできます。
(〇〇氏)

山本委員 どこのメーカーのものでもできるのですか。

申請人 クボタの代理店ですが、他のクボタ以外の修理もやらせてもらっています。
(〇〇氏)

山本委員 農家は機械の修理とか費用が掛かりますので、こういった方にやっていただくのなら、十分です、期待できると思います。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 他に質疑、意見も等も無いようです。
本日は、大変御苦勞様でした。
申請人は退室してください。

[申請人 〇〇〇〇氏 退室]

議 長 それでは、議案番号1130から1132について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

柴田委員　　私は賛成の方です。私は〇〇さんの所へ年中行っているのです。自分で機械を持っているので、あの周りでできない方の分を〇〇さんがやってやっているのです。ですから実際には相当の面積を扱っていると思います。私も前は米と麦を作っていたのですが、麦わらの片付けの時に、雨が降ってしまいどうにもならなくなってしまったのを機械を持ってきて丸めてもらいました。あれだけ機械を持っているので安心だと思います。ああいう人に入ってもらうと良いと思います。

福田委員　　議案書の32ページの議案番号1132、〇〇さんの申請理由に規模拡大とありますが、これは新規就農の誤りではないですか。

事務局　　ご指摘のとおり、新規就農の誤りですので、訂正をお願いします。

議　長　　それでは事務局の言うとおりの訂正をお願いします。
他に質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」 の声 ）

議　長　　他に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1130から1132について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　長　　挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1089から1092、1130から1132の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

議案番号1127については、〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[○○委員 退席]

議 長 それでは、議案番号1127の案件について、質疑、意見等を求めます。

 質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1127について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

 ○○委員は入室をお願いします。

[○○委員 入室]

議 長 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1089から1092、1127、1130から1132以外について、質疑、意見等を求めます。

 質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1089から1092、1127、1130から1132以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決

しました。

議 長 次、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の配分計画は、小原地区、奈良地区、上新田・三本地区の案件について審議していただきます。

はじめに小原地区について説明します。貸借権の設定を受ける土地は、28筆、26, 880㎡で、地目はすべてが田で、権利は賃貸借の新規設定となります。設定期間についてはすべて10年となっています。配分先は、小原営農のみとなっております。

次に奈良地区について説明します。貸借権の設定を受ける土地は、7筆、7, 531㎡で、田が3筆3, 961㎡、畑が4筆3, 570㎡となっており、すべて賃貸借で新規設定となります。設定期間についてはすべて10年となっております。配分先は、田についてはすべて〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ配分し、畑についてはすべて、新規就農者である〇〇〇〇氏へ配分する計画となっており、このあと個別に説明いたします。

続いて上新田・三本地区について説明します。貸借権の設定を受ける土地は、2筆、5, 593㎡で、地目は2筆ともに田で、賃貸借で新規の設定となります。こちらの2筆については、一度農地中間管理事業によって別の受け手に配分がされておりましたが、その受け手と埼玉県農林公社で合意解約がされ、今回の〇〇〇〇氏が改めて配分を受ける計画となっているため、平成29年6月1日から当初の終期である平成38年10月31日までの9年5ヶ月の設定期間となっております。以上37筆の農用地利用配分計画（案）は、農地の全てを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。

次に新規就農者の営農計画についてご説明いたします。議案書63、64ページ、資料21ページの営農計画書をご覧ください。申請人ですが、新規で農地を探していたところ、奈良地区で農地中間管理事業の公募があり、借受人が応募し配分されました。

経営の特色として、作物構成はジャガイモ、キャベツ、にんじん、サツマイモ、とうもろこし、大根で、露地野菜を中心に低農薬栽培で生産を目指すとのことです。技術内容の農業経験年数については5年ということで、熊谷農業高校で3年、埼玉県農業大

学校で2年間就学されております。経営規模、経営形態はご覧のとおりとなります。基本装備はトラクター1台、耕耘機1台、トラック1台を、これから購入する計画とのことです。農機具置場を1箇所、育苗用のビニールハウスを1棟です。経営試算はご覧のとおりです。

補足説明いたします。こちらの議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき「農用地利用配分計画（案）」について、参考資料として、埼玉県農林部から出されている農地中間管理事業（貸借）の事務処理手引きに6農用地利用配分計画（案）の作成がありますので、そちらをご覧ください。

（4）のアからキまでの7項目について熊谷市が農業委員会に意見を求めるものとなっておりますので、読み上げます。

【事務局が参考資料の（4）アからキを朗読】

今回の案件については、農用地利用配分計画（案）について、意見があればここで意見をとりまとめ、配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。この案件については、地区ごとに審議をいただければと思います。説明は以上になります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この議案については、事務局から説明のあったとおり、配分計画（案）について意見があれば、農業委員会の意見をとりまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。この案件については、小原地区、奈良地区、上新田・三本地区の3地区の配分計画が提出されています。地区を分けて審議いたします。

奈良地区の配分先の経営体の〇〇〇氏については、新規就農であり、お出でいただいておりますので、奈良地区を先に審議いたします。お手元の資料 21ページもあわせてご覧ください。

それでは、経営体の〇〇〇氏の入室を認めます。

[経営体 〇〇〇氏 入室]

議 長

本日は、お忙しいところ、大変御苦勞様です。

新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人 (○氏) 経営方針としましては、露地野菜を中心に低農薬生産を目指します。作物構成としましては、ジャガイモ、キャベツ、人参、さつまいも、とうもろこし、大根です。機械は今後農協からの購入を考えています。

議長 どうも御苦勞様でした。ここに資料がありますので、これに基づいて委員の皆さんには質疑等をお願いします。
質疑、意見等ございませんか。

村田委員 家は新島のどの辺ですか。

申請人 (○氏) ○○○○の裏です。○○○○○の近くです。

村田委員 農業は自分で始めたのか。

申請人 (○氏) とりあえず、自分ひとりで始めました。

村田委員 作業場とか住まいは。

申請人 (○氏) 家は持ち家です。

中川委員 経営規模ですが、3570㎡で地目は田の所にあり、作付計画では地目は畑となっているのですが、間違いですか。

申請人 (○氏) はい、そうです。畑です。

中川委員 資料の農業粗収入を計算すると、160万円ですが、販売はどのように考えていますか。例えば市場とか。

申請人 (○氏) 直売所、スーパーに出せればスーパーも考えています。

中川委員 160万円の販売で農業経費が80万円、経営成果が80万円で半分が経費ですが、機械はトラクター1台、耕耘機1台、トラック1台とありますが、これは自己所有ではないのでしょうか。

申請人 (○氏) 軽トラックは持っています。

中川委員 　　他のトラクターと耕耘機は。

申請人 　　まだ、持っていません。
（○氏）

中川委員 　　今後、新規就農の補助金が年間150万円出ると思うのですが、それだけでは足りないと思いますが、不足した額はどうするのか。

申請人 　　補助金を利用しようと考えています。
（○氏）

中川委員 　　直ぐには補助金も出ないと思うのですが、それまでの間は借りるとか考えているのか。

申請人 　　今のところ借りるのは考えていません。これで新規就農が認められれば、農協に行って購入しようと考えています。
（○氏）

中川委員 　　直ぐに新規就農と同時に購入するというのでいいのですか。

申請人 　　はい、そうです。
（○氏）

中川委員 　　新規就農だと始めは基本装備がお金が掛かるので、その返済も考えて、おそらく生活も経営成果が80万円ということで、一人で生活できるかどうかわかりませんが、自宅で家族がいれば、ある程度フォローしてもらえと思いますが、新規就農でも補助金が3年で打ち切りになるとと思いますが、将来の目標としてどのくらいの経営、金額的にどのくらいの目標を持っているのか、教えてください。

申請人 　　最終的に10年後、20年先だと1,000万円ぐらいを考えています。
（○氏）

中川委員 　　わかりました。目標に向かって頑張ってください。

茂木委員 　　作物はジャガイモ、キャベツ、人参、さつまいも、とうもろこし、大根とありますが、私の家でも野菜を大変やっているのですが、生産に能力を投資してパートを使って、尚かつ収益を上げなければならないので、大変なのですが。新規就農の補助金を見込んでいると思うのですが。しっかりした考え方、とうもろこしであれば、朝早く穫っていかにおいしいままで直売するかというこ

ともあるので、普通の勤め人と同じように8時から5時という考え方でなく、消費者のための野菜を作っていくという考え方で、面積で収益を大きく上げるというのは難しいのですが、良く考えながら、頑張ってください。成功することを願っています。

青木委員 作物構成でジャガイモとあるが、もう植えたのですか。

申請人 (○氏) まだ、植えていません。6月から借りられると思いますので、そこからの計画でジャガイモは来年の計画になります。今年はキャベツからになります。

青木委員 そうすると8月は植えているのですか、種を蒔くのですか。

申請人 (○氏) 8月には植えています。

青木委員 そうすると種は7月に蒔くのですか。

申請人 (○氏) そうですね。

青木委員 8月に植えるのは暑いので、ちょっと厳しいかなと思いますが、頑張ってください。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 他に、質疑、意見も等も無いようです。
本日は、大変御苦労様でした。
申請人は退室してください。

[申請人 ○○○氏 退室]

議 長 それでは、議案番号29から32について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

福田委員 配分計画(案)の件ですが、奈良地区で7筆、配分先は2経営体ですが、2経営体以外はあったのか、どうか。

事務局 実際には公募されたのは、議案のと通りの2経営体です。

福田委員 その他に手を挙げた方は、いたのですか。

事務局 これは公募で農地中間管理機構がホームページに載せて、他に過去に奈良地区の農地中間管理事業に取り組むということで手を挙げた方、公募の有効期間が最初は1年で、その後は2年になりましたが、今回有効期間内の方、全員に声を掛けて借入れの案内はしています。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)についての議案番号29から32について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画(案)どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、配分計画(案)どおり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。

次に議案番号33から35の議案について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)についての議案番号33から35について、熊谷市からの協議の回答については、配分計

地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、平成29年3月13日、小林委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、平成29年3月13日、小林委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。議案番号1と2は、交換の案件です。農地の交換でも権利移動に当たるため、農業委員会の許可が必要になります。

議案番号3は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましても、平成29年3月7日、水野委員、木村委員、江南行政センター笠原副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10a当たりの価格は、〇〇〇万円です。この案件につきましても、平成29年3月17日、矢島委員、手嶋委員、大里行政センター田口主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましても、平成29年3月17日、矢島委員、手嶋委員、大里行政センター田口主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年3月17日、矢島委員、手嶋委員、大里行政センター田口主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年3月17日、矢島委員、手嶋委員、大里行政センター田口主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長

それでは、そのように決定します。

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号4は、農地区分は2種、敷地拡張後の面積は、1472.14㎡です。

農地法第5条の議案番号15は、農地区分は2種、建築物は木造2階建てです。排水関係について、汚水は農業集落排水管に、雨水は雨水浸透枳を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁でございます。

4条の申請地は、既に舗装され、農家住宅敷地の進入路として使用しております。次に5条の申請は、息子の世帯の住宅を建てる申請です。所有者の息子世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の進入路として使用していた箇所がありました。進入路として使用していた部分と息子の住宅を建てる部分を分筆し、それぞれ申請が出されております。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、駐車場は4台分です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

申請のきっかけですが、申請人の所有地に子供世帯の住宅建築を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに貸駐車場として使用していた箇所があったため、是正するものです。貸駐車場は近隣の戸建て住宅の住人に貸しております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。

相当とすべきものと決しました。

次に、議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案書に記載された内容のうち、申請者氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、申請目的、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請のきっかけとしましては、相続で受けた土地を所有者が確認したところ、農地法の手続きを取らずに、農作業所兼物置として使用していた箇所があったため、これを是正するものです。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

（ 発言なし ）

議長 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）、本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

（ 発言なし ）

議長 よろしいでしょうか。

（ 「はい」の声 ）

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	澤田 英夫
次長兼農地係長	渋澤 薫
主査	新井 良和
主任	樋口 祥平
主事	荻野 直久
農業振興課副課長	金井 明夫
農業振興課主任	杉本 正代
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成29年3月29日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 福 田 和 行

署名委員 村 田 定 吉
